

四日市市訓令第6号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市職員の補職に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市職員の補職に関する規程の一部を改正する規程

四日市市職員の補職に関する規程（昭和32年四日市市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
別表（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th>補職名</th><th>職種</th></tr></thead><tbody><tr><td>主事、主事補</td><td>保育士、介護職員、学芸員、<u>社会福祉士</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	補職名	職種	主事、主事補	保育士、介護職員、学芸員、 <u>社会福祉士</u>	(略)		別表（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th>補職名</th><th>職種</th></tr></thead><tbody><tr><td>主事、主事補</td><td>保育士、介護職員、学芸員</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	補職名	職種	主事、主事補	保育士、介護職員、学芸員	(略)	
補職名	職種												
主事、主事補	保育士、介護職員、学芸員、 <u>社会福祉士</u>												
(略)													
補職名	職種												
主事、主事補	保育士、介護職員、学芸員												
(略)													

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(総務部人事課)